長浜市議会広報広聴委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長浜市議会基本条例(平成25年9月5日条例第25号)第7条第 1項及び第8条第1項に定める方策の充実を図るため、広報広聴委員会(以下「委員 会」という。)を設置するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 市民との意見交換会の企画及び運営に関すること。
 - (2) 市民との意見交換会で聴取した意見等の整理に関すること。
 - (3)「ながはま市議会だより」の編集及び発行に関すること。
 - (4) 議会のホームページに関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。 (組織)
- 第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、議長が指名する。

(委員の任期)

- 第4条 委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選定されるまで在任する。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(委員以外の者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会派に所属しない議員の会議への出席 を求めて、発言させることができる。

(議会外への行為)

第7条 委員会が、議会外に対して何らかの行為をしようとするときは、議長を経てしなければならない。

(運営)

第8条 長浜市議会会議規則及びこの規程に定めるもののほか、委員会の運営については、長浜市議会委員会条例(平成18年条例第212号)に定める常任委員会の運営の例による。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に 諮って定める。 附則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年9月3日から施行する。

(委員の任期について)

2 第4条に規定する委員の任期については、この規程の施行の日以後初めて開会される8月臨時会までとし、それ以降も同様とする。

(長浜市議会議会会報発行規程の廃止)

3 長浜市議会議会会報発行規程(平成18年議会告示第1号)は、廃止する。